

京都市告示第165号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第48条の規定により、令和4年4月1日付けで確認を辞退した特定地域型保育事業所について、法第53条第2号の規定により、次のとおり告示します。

令和4年5月27日

京都市長 門川 大作

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	特定地域型保育事業の種類
社会福祉法人 南山城学園 理事長 磯 彰格	はなの詩保育園	下京区醍醐町290烏丸 五条ビル1階	小規模保育事業 所A型
山住 幸代	にこにこ山住保育 室	南区唐橋西寺町50	小規模保育事業 所C型

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)